



令和8年度 上水道事業 中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事

金抜設計書

工事番号 2026099900

工事名 令和8年度 上水道事業 中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事

施工場所 加東市山国2019番地73（中区配水池）

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	00-08.09.01(0)		
	今回		前回
前払区分 契約保証費用 週休2日補正	05 35%超え1.00 01 金銭的保証 05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0010

費目・工種・種別・細目		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
分解整備工							
機器費							工種 第0001号明細表
		1		式			
〔合計〕 機器費							
機械経費							
				式			
〔計〕 直接経費							
一般労務費							工種 第0002号明細表
				式			
機械設備据付労務費							工種 第0003号明細表
				式			
〔計〕 労務費							
仮設費							
				式			

工事費内訳書

頁0-0003/0010

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
〔計〕 仮設費						
〔合計〕 直接工事費						
共通仮設費 率分						
			式			
〔計〕 共通仮設費						
据付間接費						
			式			
現場管理費						
			式			
〔合計〕 間接工事費						
〔合計〕 据付工事原価						
設計技術費						
			式			

工事費内訳書

頁0-0004/0010

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
[合計] 工事原価											
一般管理費等											
					式						
[合計] 工事価格											
消費税相当額											
					式						
総 計											

機器費

工 種 明 細 表

工種 第0001号明細表

頁0-0005/0010

名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ピストン MRC型本体部品 250mm					
		1	個			
	ポート MRC型本体部品 250mm					
		1	個			
	シリンダー MRC型本体部品 250mm					
		1	個			
	定期交換部品 MRC型本体部品 250mm					
		1	式			
合 計						
		1	式			

機械設備据付労務費

工 種 明 細 表

工種 第0003号明細表

頁0-0007/0010

[illegible]

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0008/0010

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

式

当り

[illegible]

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0009/0010

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

式

当り

[illegible]

機 勞 材 集 計 表

頁0-0010/0010

[illegible]

数 量 総 括 表

工 事 名	令和8年度 上水道事業 中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事			事業区分	水道施設工事	
				工事区分	機械器具設置工事	
工 種 ・ 種 別 ・ 細 目			算 式	数 量	単位	摘 要
本工事費						
機器更新工事						
更新工						
機器費				1	式	
ピストン	FCD450 - 10		1.00 = 1.00	1	個	MRC本体部品 250mm
ポート	CAC406		1.00 = 1.00	1	個	MRC本体部品 250mm
シリンダー	SUS304		1.00 = 1.00	1	個	MRC本体部品 250mm
定期交換部品	Oリング、ピストンパッキン バルブシート		1.00 = 1.00	1	式	MRC本体部品 250mm
一般労務費				1	式	
定流量式水位調整弁部品撤去	普通作業員				人	
定流量式水位調整弁部品撤去	設備機械工				人	
定流量式水位調整弁部品据付	普通作業員				人	
機械設備据付労務費				1	式	
	機械設備据付工				日	

位置図

N
4
+

西 脇 市

加 西 市

中区配水池

加 東 市

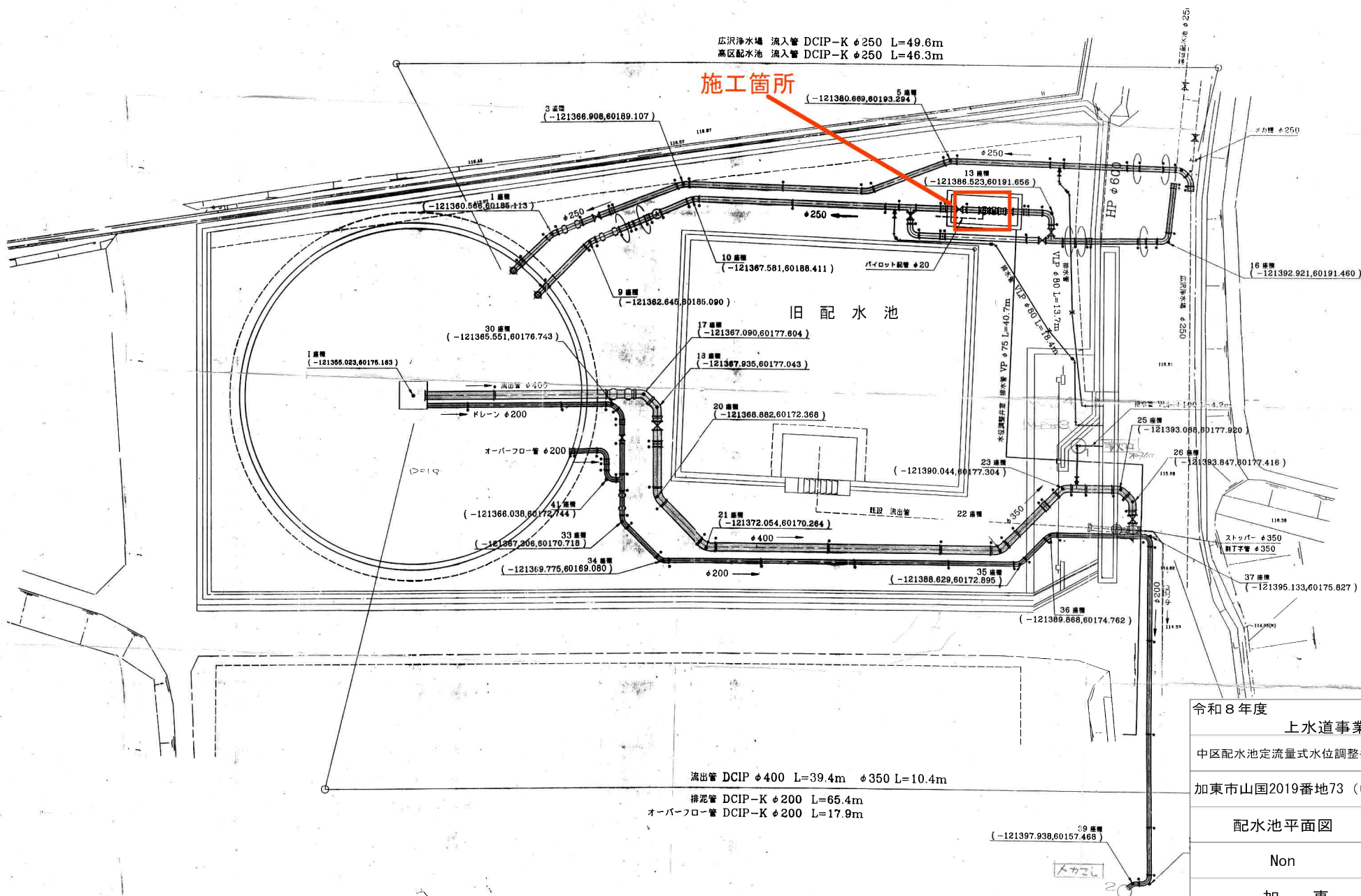
小 野 市

令和8年度	
上水道事業	
中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事	
加東市山国2019番地73（中区配水池）	
位置図	1
Non	3
加 東 市	

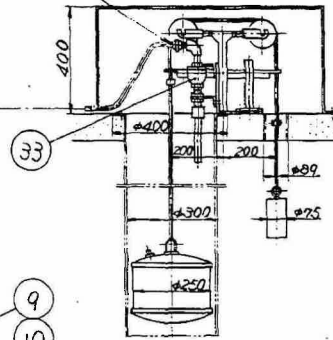
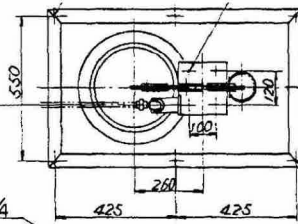
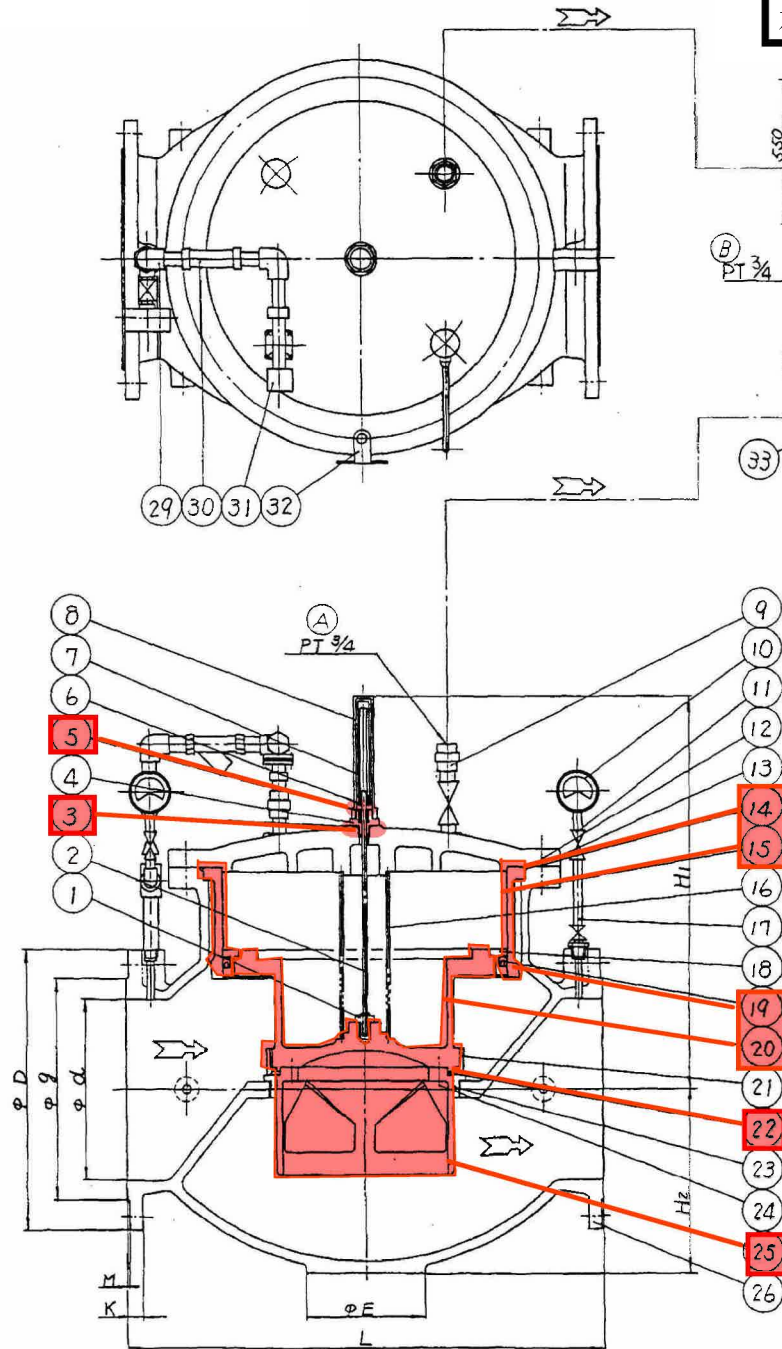
配水池平面図

広沢浄水場 流入管 DCIP-K φ250 L=49.6m
 中区配水池 流入管 DCIP-K φ250 L=46.3m

施工箇所



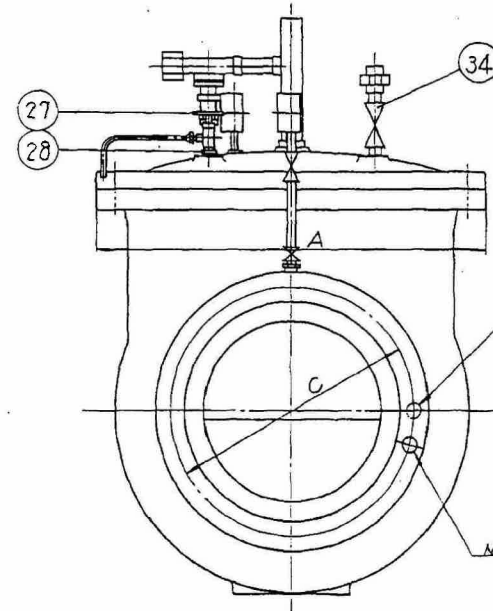
水位調整弁部品更新図



d	フランジ寸法						フランジボルト
	D	C	g	K	M	h	N
250	410	360	308	24	3	25	M20 8
300	464	414	362	25	3	25	M20 10
350	530	472	414	26	3	25	M22 10
400	582	524	466	27	3	25	M22 12

d	面周	高さ		E
	L	H1	H2	
250	700	555	580	180
300	800	655	655	200
350	900	740	725	250
400	1000	835	790	280

フロント、防護パイプ及び
注) 本体部、②ユニオン、フロートパイプ、パイプ②ユニオン
用、一部配管材料は当社、支給計表外トマス



名称	図面番号	訂正理由	年月日	署名
材質表示変更				
圧力計パイプ追加				
材質変更				
材質表示変更				

フランジ規格: JISG-5527RF (7.5% ϵ)

34	全開弁	G3771B	1	通常時全開
33	パイロットバルブ	SUS304 FSCS	1	通常時全開
32	銘板	SUS304P	1	
31	スピードコントローラ	CAC406	1	
30	ストレート	CAC406	1	
29	一次圧計配管	SUS304 +CAC406	1式	
28	フッ素	G3604B	1	
27	全開弁	G3771B	1	通常時全開
26	ボデー	FCD450-10	1	
25	ボート	CAC406	1	
24	ボルト	SUS304	1式	
23	ボデーシート	SUS304	1	
22	バルブシート	合成ゴム	1	
21	ピストンシリング	CAC406	1	
20	ピストン	FCD450-10	1	
19	ピストンパッキング	合成ゴム	1	
18	ピストンパリング	FCD450-10	1	
17	圧力計配管	SUS304 +CAC406	1	
16	スプリング	SUS304	1	
15	シリンダー	SUS304	1	
14	リング	合成ゴム	1	
13	カバー	FCD450-10	1	
12	カバーボルト	SUS304	1式	
11	メタルコック	G3604B	2	
10	圧力計		2	
9	二次配管	SUS304 +CAC406	1式	
8	キャップ	SUS304	1	
7	インジケータ	F711L	1	
6	ソケット	G3604B	1	
5	リング	合成ゴム	1	
4	ユニオン	CAC406	1	
3	リング	合成ゴム	1	
2	インジケータロッド	SUS304	1	
1	フッ素	G3604B	1	

部署	品名	材料	個数	記号
令和8年度				
上水道事業				
中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事				
加東市山国2019番地73 (中区配水池)				
水位調整弁部品更新図				3
Non				3
加東市				

※図面番号3、5、14、19、22は定期交換部品として計上

令和 8 年度

上水道事業

中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事

仕 様 書

加東市上下水道部工務課

第1章 一般事項

第1節 概 要

本工事は、中区配水池に設置された既設水位調整弁の機能を維持するために実施する機械設備工事である。水位調整弁を分解整備し、主要部品及び定期交換部品の更新後、再組立、据付及び試運転調整を行い、正常な作動を確認する。

第2節 工事名

令和8年度 上水道事業 中区配水池定流量式水位調整弁分解整備工事

第3節 工事場所

加東市山国 2019 番地 73（中区配水池）

第4節 責任施工

本工事は、受注者による責任施工である。設計図書に記載なき事項についても技術上あるいは、設備内容より見て当然と思われることは、加東市監督員（以下、「監督員」という。）の指示に従い、設計図書の意図する性能、機能を十分満足するよう設計施工を行わなければならない。

第5節 設計図書

（1） 本工事に対する設計図書は、下記のものとする。優先順位は番号順とする。

- ① 特記仕様書
- ② 設計図
- ③ 設計書

（2） 準拠する図書・基準等

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (a) 水道施設設計指針 | 日本水道協会 |
| (b) 水道施設耐震工法指針・解説 | 日本水道協会 |
| (c) 水道維持管理指針 | 日本水道協会 |
| (d) 日本工業規格 | JIS |
| (e) 日本水道協会規格 | JWWA |
| (f) 日本水道鋼管協会規格 | WSP |
| (g) 機械工学ハンドブック | 日本機械学会 |
| (h) 電気工学ハンドブック | 電気学会 |
| (i) 電気設備技術基準 | |
| (j) 内線規定及び配電規定 | 日本電気協会 |
| (k) その他関係法規並びに監督員が指示する仕様書、各種基準 | |

(3) 承諾図

受注者は契約後、監督員と設計打合せを行い詳細な実施設計図書を作成し、承諾を受けるための提出図書は各2部とし、下記のものとする。

- (a) 機器の外観、構造図（材料明細）
- (b) 機器の据付配置図
- (c) 機器相互間の連絡配管図及び配線図
- (d) 施工図

承諾を受けた場合でも実際に施工上で不都合があると認められる場合、あるいは設備上、機器の変更、追加等が必要と認められる場合には、監督員の指示に従って訂正図を提出し、再承認を受けた後、制作施工すること。

(4) 疑義等

受注者は設計図書に関して疑義が生じた場合は、すべて監督員の解釈による。受注者は設計図書に記載されていない事項であっても受注者の負担においてこれを施工すること。

第6節 関係法規、責務の遵守

本工事の施工に当たって諸官庁の命令指示、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、道路交通法、電気事業法その他関係法規、並びに工事施工に関する協議事項及び用地等許可条件に違反しないこと。

第7節 手続きの代行

受注者は本工事施工にあたり、諸官公庁及び当該電気供給者の検査を受ける必要があるものについては、すべての手続きを代行し、常に連絡を密にして設備の供用開始に支障が出ない様にする。尚、手続書類に付いては、関係官庁に提出する前に監督員の承諾を受けること。

第8節 受注者の負担

本工事に関する次の事項及び施設に必要な費用は受注者の負担とする。

- (1) 設計図書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要とするもの及び施工上欠くことのできない材料及び作業の費用。
- (2) 工事施工において、人畜、物件に損害を与えた場合の補償及び復旧費。
- (3) 諸官公庁及び当該電気供給者等に対する必要な届出書類の作成、手続き及び検査に対する費用。
- (4) 各種試験、検査及びそれに必要な写真撮影等に対する費用。

第9節 施工管理

(1) 工事の着手

- (a) 受注者は工事着手に当たって着手届、工程表、現場代理人届、主任技術者届、職務分担表等を提出し、承認を受けること。また、工事期間中に上記の事項を変更する場合は、直ちに届出を行い、承認を受けること。
- (b) 現場代理人は、工事期間中現場に常駐し監督員の監督を受け、工事の施工管理、材料、機械の保管、並びに現場従業員の取締り等に専任すること。また事の処理にあたり即決権を持ち遂行できる者であること。
- (c) 主任技術者は、設備技術に関する経験豊富な者で、本工事にかかる技術的事項を総括、指導するものである。
- (d) 受注者は、優良な施工と円滑な行程進捗を計るため、善良で熟練した従業員を適切に配置し、整然とした作業を行うこと。
- (e) 施工範囲のうち重要な電気関係に従事する者は、電気工事士法による電気工事士の資格を有する者、及びこれと同等以上の技能を有する者とする。

(2) 現場用仮設備及び機械

(a) 仮設備配置計画

受注者は、工事实施に必要な主要電気設備、仮設建物及び材料置場等の仮設備の実施案について、その配置設計等を記入した計画書を提出し、監督員の承認を受けなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

(b) 施工用機械用具

- (イ) 施工用機械用具は、すべて受注者が用意するものとする。
- (ロ) 機械用具は、十分な性能と耐久性を有するもので、常に整備点検を入念に行い、使用に当たって性能の支障等による工事の遅延を生じないように留意しなければならない。
- (ハ) 機械器具の種類、性能、台数等を監督員が指定した場合、これと異なるものを使用とする時は、承認を得なければならない。

(3) 工事施工中の管理

(a) 工事日報

監督員の指示する内容により、予定表及び実施表を毎日作成すること。

(b) 記録及び報告

受注者は、工事の進捗に伴い、次の各号の記録及び報告を行う。なお、これらの内容、提出時期及び方法については、監督員の指示による。

- (イ) 使用材料報告書
- (ロ) 出来高報告
- (ハ) 就業従業員報告
- (ニ) 支給材料受領書
- (ホ) その他監督員が必要とするもの

- (c) 保護及び養生
 - (イ) 受注者は、据付けた設備について、保護、養生を必要に応じて行うこと。
 - (ロ) 工事中、監督員が特に必要と認めて支持する場所は仮設照明を設けること。
- (d) 関連業者との協力

工事施工に当たっては、施設の全体を熟知し関連業者との連絡を密にし、相互に協力して工事の進捗を計ると共に、工事限界部分については、相互に協力し、全体として機能上の欠陥を生じない設備とすること。
- (e) 施工の立会い

受注者は、工事完了後、外面から明視することのできない工事、その他主要な工事と監督員が認めた箇所については、監督員の立会いの上、施工しなければならない。
- (f) 記録写真
 - (イ) 受注者は、工事の全体及び細部について記録写真を撮影すること。撮影は工程の順序にしたがって施工の状態を監督員の指示に従い詳細に記録するものとする。
 - (ロ) 工事完了後、外部から検査のできない箇所については、原則として撮影しなければならない。その他監督員が必要と認めた箇所については適宜撮影しなければならない。
- (4) 保守及び衛生管理
 - (a) 受注者は、保安及び衛生について関係法規を守り、公衆に迷惑を及ぼさないこと。関係法規に規定されていない事項についても、監督員の要求があれば必要な手続きを行い、適当な処置を講じて監督員の承認を受けること。
 - (b) 風紀

受注者は、従業員の風紀に十分注意し紛争を生じないよう責任者を定めて、その取締りに当たらせること。
 - (c) 保護具

工事現場においては、保安帽その他必要な保護具を着用するなど、危険防止について十分な予防対策を講じること。
- (5) 公害の防止
 - (a) 工事施工中は、付近住民の生活に支障を与えないこと。
 - (b) 工事施工に当たっては、騒音等について十分考慮し必要な場合、消音装置を設けるなど、適当な措置を講じること。
 - (c) 受注者は、常に作業現場、作業用地内外の整理、整頓に留意し、建物の内外のプラント施工機械、資材等の片付け清掃を行うこと。
- (6) 工事の完了
 - (a) 受注者は、工事が完了した時は、速やかに完成届を提出すること。
 - (b) 工事終了後は、受注者は監督員の指示に従い速やかに不要材料、仮設物、器具、機械等を撤去し、当該地区を整理清掃すること。

第10節 検査

- (1) 検査は、施工機器と関連する設備が規定の性能を発揮し、かつ通常外因によって毀損しないことを確認する検査及び試験を行うものである。
- (2) 検査の種類は、機器・材料の製作完了後、制作工場における検査、現場搬入検査、現場据付及び配線、配管工事完了後、使用前並びに工事竣工検査とする。
- (3) 検査は、監督員の立会いを必要とする。
- (4) 検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。但し、監督員の派遣費は含まない。
- (5) 検査は、設計図書及び決定図に基づいて実施する。
- (6) 受注者は検査を受ける場合、実施予定日の7日前までに検査依頼書を監督員に提出すること。
- (7) 検査に合格した設備でも、使用前または使用中に不良個所を発見した場合は、監督員の指示により適当な措置を講じなければならない。
- (8) 受注者は、検査における試験成績表を監督員に提出すること。
- (9) 検査の内容は、次の通りとする。
 - (a) 工場検査
 - (イ) 主要な機器材料について、製作完了時当該工場において行う。
 - (ロ) 検査方法は、事前に詳細な打合せを行う。
 - (ハ) 検査終了後、検査成績書2部を監督員に提出すること。
 - (ニ) 現場搬入の時期、方法等については、監督員の指示による。
 - (b) 現場搬入検査
 - (イ) 工場検査を省略した機器材料について、現場に搬入の都度外観検を行う。
 - (ロ) 工場検査合格品については、保管が十分であるか外観検査を行う。
 - (ハ) 現場搬入検査のみの機器材料については、試験成績表を監督員に提出すること。
 - (ニ) 検査に合格しないものについては、本工事に使用してはならない。
 - (c) 竣工検査
 - (イ) 使用前検査に合格した後、次の要領で竣工検査を行う。
 - (ロ) 工事完了にあたり竣工検査を受けるものとし、これに合格して受け渡し完了とする。
 - (ハ) 検査方法は、監督員が指示する。
 - (ニ) 竣工検査を受ける場合、竣工図書を作成し監督員に提出すること。なお、竣工図書は下記のものとする。

竣 工 図	2 部
完 成 図 書	2 部
工事記録写真	1 部
竣 工 原 図	1 部

(10) 検査項目は次の通りとする。

(a) 外観検査

形状、寸法、材料、配線、配管、塗装色、数量銘板記載事項、構造、その他保守点検に不都合のないこと。

(b) 性能試験

設備の性能が発揮できていること。

(c) 全般試験

工事全般にわたり、次の事項について試験を行う。

(イ) 各種基準、その他関係法規に抵触する箇所。

(ロ) 設計図書、竣工図書との相違。

(ハ) 機器及び材料の良否。

(ニ) 機器及び材料の取付位置及び取付位置の良否。

(ホ) 配線、配管の接続方法の良否。

(ヘ) 設備使用について支障を生ずる恐れのある箇所。

(d) 導通試験

監督員の指示に従い、電線の断線及び誤接続などの有無を調べる。

(e) 絶縁試験

監督員の指示に従い、電気設備技術基準に抵触する箇所の有無を調べる。

(f) シーケンス試験

(g) 総合組合せ連動試験

(イ) 電圧の適否

(ロ) 機械設備、器具の動作の良否

(ハ) 回転機の回転方向、操作装置の良否

(ニ) 機器、器具における加熱、漏電の有無

(h) その他、監督員が必要と認めた試験

第11節 施工の保証

本工事の保証期間は、全体竣工後1カ年とする。保証期間中に受注者の責任とみなされる原因によって事故が生じた場合、(破損、変質、性能低下等)受注者は監督員が指定する期間にその負担で補修取り替え、その他必要な措置を講ずること。但し、保証期間後といえども、根本的に受注者の不備に起因するとみなされる事項については、上記と同様すべて受注者に負担とする。

第2章 機械設備工事

第1節 設備機器

本工事に含まれる設備機器は、次の通りとする。

水位調整弁用整備部品（型式：MFC-200 口径：250A）

- （1）ピストン
- （2）ポート
- （3）シリンダー
- （4）定期交換部品

第2節 施工範囲

本工事の施工範囲は、次の通りとする。

- （1）第2章 第1節 記載機器の設計、製作
- （2）第2章 第1節 記載機器の搬入
- （3）第2章 第1節 記載機器の撤去・据付
- （4）第2章 第1節 記載機器の試運転調整
- （5）その他関連する諸工事

第3節 機器仕様

更新する機器の数量及び材質、内容は下表のとおり

表1 更新機器一覧

	機器名	数量	材質、内容
1	ピストン	1 個	FCD450-10
2	ポート	1 個	CAC406
3	シリンダー	1 個	SUS304
4	定期交換部品	1 式	バルブシート・ピストンパッキン・O リング